



Newsletter

Vol.2

2007.3.15

日本養護教諭養成大学協議会

事務局：神奈川県立保健福祉大学

〒238-8522 横須賀市平成町 1-10-1

TEL 046-828-2610 FAX 046-828-2611

目次

会長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2) 教育課程 (カリキュラム) 委員会	
第2回総会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	トピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3回総会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	協議会選挙管理委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
検討委員会委員会からの活動報告・・・・・・・・	3	編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1) 養護教諭養成制度 (法制度)・・・・・・・・	4	日本養護教諭養成大学協議会加入校一覧・・	6

協議会会長あいさつ

多忙化の中、理想の実現に向かって

日本養護教諭養成大学協議会会長

大谷 尚子 (茨城大学)



待望の本協議会の設立 (2005 年の 11 月) から、1 年余りが経過しました。そして、2006 年 9 月に開催された第 2 回総会については、ご案内が夏休みに入ってしまう、会員に十分な周知ができなかったため、総会とワークショップの開催が危ぶまれました。しかし開けてみたら、72 大学中 53 大学の参加を得、各大学が本協議会の意義を認めてくださっているようで、嬉しい限りでした。また、検討委員会のまよめの作業は、前日まで頑張ってみたものの、検討に費やした時間不足は否めず、話題提供者としては不全感があったのですが、参加者アンケートの「よかった」という言葉を拝見し、責任の一端を果たせたかと安堵致しました。改めて、ご参集ご協力いただいた皆さまにお礼を申し上げます。

今回の総会では、本協議会が本格的に動き出す上での問題も見えてきました。活動が活発になれば、運営にかかわる経費も多く見積もっていく必要があります。検討委員会の活動に期待するのであれば、その活動を推進するのも経費の問題にぶつかります。会費については、近接の協議会を参考にしたところ、一桁違った

会費になっていて、びっくりさせられたものです。会費 (値上げ) の問題は、避けては通れない問題になることでしょう。

また、養護教諭養成にかかわってまだ間もない大学からは、基礎的な内容も含めて多様な情報がほしいという要望が出されました。養護教諭養成の質的向上をめざすためには、様々な困難に向き合っている会員大学へのサポートも期待されることとなります。

なお、第 2 回総会にあわせて、評議員会を初めて開催致しました。来年度 4 月からは、新規の評議員を選出していただき、第 2 期の役員選挙にかかわっていただくこととなります。総会で承認いただいた 3 名の選挙管理委員のもと、役員選挙を粛々と進めていただきたいと思います。

さて、今日の大学は「教育改革・大学改革」の名のもとに、追い立てられているかのようです。このような多忙の時代では、教員も学生も不必要な労力を使わずにすみ、より望ましい学び方ができるような教育システムが必要です。そのための英知を探り、実現しやすい方策を探ろうとするのが、本協議会の使命です。このために我々は、一層の多忙化を余儀なくされますが、理想の実現に向かって努力したいものです。多忙な時代だからこそ、養護教諭養成の核心である「養護の本質」を探り、その本質を体現できる養護教諭をどのようにして養成していけばよいのかと考え、探り出さなければなりません。

会員間で理想の実現に向けて語り合い、よりよい養護教諭養成のため、子どもたちのためによい活動・協議の場にしていこうではありませんか。

第2回 総会の報告

日 時: 2006年9月8日(金)午前9時～5時
場 所: キャンパスイノベーションセンター
第1部 総会(10:00～11:15)

1. 開会 会則9条総会成立—出席53大学、委任状10大学／会員登録72大学
2. 会長挨拶 2005年4月現在、課程認定大学68、短期大学23、合計91機関である。共通の課題解決とよりよい養護教諭の養成のために協働と協議を。
3. 議 事 議長2名を会員と役員より選出した。
 - 1) 2005年度事業報告: 承認された。
 - 2) 2005年度決算報告: 活動費中の交通費補助は1/3、質疑の上、承認された。
 - 3) 2005年度監査報告: 適正処理との報告を受け承認。
 - 4) 2006年度事業計画(案): 承認された。
 - 5) 2006年度予算(案): 活動に予算の裏づけを要望会費と会計年度について質疑の上、承認された。
 - 6) 日本養護教諭養成大学協議会「役員選出に関する規定」—役員16名を決める。内理事は10名とする。—付則: この規定は2006年9月8日から施行する。以上を追加・確認の上、承認された。
 - 7) 日本養護教諭養成大学協議会「評議員会規定」—「(役員会の招集と成立)第3条 役員会の招集は、会長が行う。必要に応じてメール会議等に代えることができる。」と修正・提案され可決、承認された。
 - 8) 次期役員の選出は、「役員選出に関する規定」に基づき会長から選挙管理委員候補者の推薦手続きの承認が求められた。(拍手多数) 3名の候補者が推薦され、(拍手)承認された。選挙管理委員が決定した。
4. 次年度第三回日本養護教諭養成大学協議会総会 2007年9月17日(月祭)日本学校保健学会(千葉)に続いて開催予定。
5. 閉会



第3回 総会のご案内

日本養護教諭養成大学協議会の第3回総会／2007年度第1回養成教育ワークショップを下記のとおり開催する予定です。何かとご多忙の折とは存じますが、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後日ご案内をさせていただきます。

1. 日 時: 2007年9月17日(月祝)10:00～16:00
(受付9:30～)

*日本学校保健学会(千葉縣市川市)の翌日です。

2. 場 所: キャンパス・イノベーションセンター
1F国際会議室(東京都港区芝浦3-3-6)
*JR山手線・京浜東北線 田町駅下車 徒歩1分
(芝浦側出口、右の階段を下りるとすぐの建物)
*都営三田線・浅草線 三田駅下車 徒歩5分

*会場へのアクセスは、別紙またはホームページ
(http://www.ccr.chiba-u.jp/tamachi/tamachi_map.jpg)
をご覧ください。

3. 内 容

第1部: 総会

第2部: ワークショップ

4. 参加申し込み

- 1) 参加申し込み先(申込書は同封しております)
〒238-8522 横須賀市平成町1-10-1
神奈川県立保健福祉大学看護学科 竹田研究室
- 2) 参加申し込み期限 (振込用紙同封)
8月21日(火)

5. 年会費納入

- ★ 年会費: 1万円
2007年度会費納入のお願いと請求書を同封しました。会費が未納の大学には2006年度請求書を同封しました。
- ★ 納入期限
2006年度年会費・・・2007年8月末まで
2007年度年会費・・・2007年9月末まで



★ 振込先と口座番号

銀行

金融機関：三菱東京UFJ銀行 横須賀支店

口座番号：普通 0873065

口座名義：日本養護教諭養成大学協議会

郵便局

郵便振替口座：00290-5-132370

加入者名義：日本養護教諭養成大学協議会

※ 総会参加費及び年会費の納入先については
郵便局、銀行いずれも可能です。

★ 問い合わせ先

日本養護教諭養成大学協議会 事務局

〒238-8522 横須賀市平成町 1-10-1

神奈川県立保健福祉大学 看護学科竹田研究室

電話：046-828-2610 FAX：046-828-2611

E-mail：takeda-y@kuhs.ac.jp

委員会からの活動報告

活動経過報告

養成制度(法制度)検討委員会

岡田 加奈子委員長 (千葉大学)

教育課程(カリキュラム)検討委員会

高橋 香代委員長 (岡山大学)

1. アンケートの実施

両委員会の今年度の目標としては、「教育系、看護系、学際系、短大、特別別科等、様々な養成系があるが、それぞれの課題を出し、整理することにより、問題・課題を明らかにしていくこと。互いの課題を理解して、協力していく関係を作っていくこと。」とし、活動を開始致しました。まずは、課題を明らかにするため、また、より広くご意見を伺うために、昨年夏に養成大学を対象にアンケート調査を行いました。

2. 2006年度日本養護教諭養成大学協議会／養成教育ワークショップにて報告（アンケート結果の中間報告等）及び参加者間でのグループ・ワーク

昨年行われました日本養護教諭養成大学協議会2006年度養成教育ワークショップの第2部では、アンケート集計を基に、検討委員会（養成制度及び教育課程）報告をさせて頂き、さらに、大谷委員より「養護教諭養成の歴史（概要）と教育職員免許法の変遷」をご報告させていただきました。その後、今年度の目標の2つ目である「互いの課題を理解して、協力していく関係を作っていくこと」を目指し、発表を踏まえて参加者間でグループ・ワーク、そして、グループ発表を致しました。

日本教育大学協会全国養護部門から出されたコアカリキュラムをさらに具体的に検討することが課題であるといった意見のほか、読み替えの問題、2年間での養成の困難さなどの意見が出され、今後の方向性と様々な課題を共有する良い機会となったという意見が多く聞かれました。

それらを受けて、両委員会では、コアカリキュラムの検討や養成制度の検討を行い、実際に行動化の方向へ進むことが確認されました。現在は、各グループから出された意見を分析し、免許法の問題、免許法改正への展望を見出せるように検討を行っております。

トピックス



中央教育審議会答申「今後の教員養成・

免許制度の在り方について」の中から

大谷 尚子 (茨城大学)

第2回の総会の折、「『教職実践演習（仮称）』について、もっと知りたい」という意見がありました。答申については全てインターネットで公開しています。約200頁に及ぶものですが、一読をお勧め致します。以下は、本協議会の中心的課題である「教員養成・免許制度」を中心に答申で言わんとすることを拾いあげ（前段）、本協議会の取り組みに結び付けてみた（後段）ものです。

①『大学における教員養成』及び『開放制の教員養成』の原則を尊重していく

：このことは、教育学部以外の多様な大学が今後さらに養護教諭を養成する「教職課程」大学として認可されることを意味する。「教員」の養成ではありながら教育学部に限定しないで多様な学問を背景として「教員」を養成することのプラス面を捉えて、積極

的にその意義が発揮できるような養護教諭養成制度として整備していく必要がある。

②「教職課程」設置を認定された大学の責任とその大学教員の自覚

現在は、「教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするものである」という認識が、大学教員の間に共有されておらず、教員組織やカリキュラム編成において問題が多い。「教職課程」が認定された各大学は、「教員（養護教諭）」として「最小限」必要な資質能力を確実に身につけさせるよう、教職課程の改善・充実に向けて主体的な取り組みが求められる。課程認定大学のすべての教員が「教員養成」に携わっているという自覚をもって、大学全体で組織的な指導体制を組む必要がある。

：このことについては、本協議会の使命と合致することであると受け止める。教員養成大学以外の多様な学問背景をもつ大学が多く参加している本協議会は、各大学・学部の理念は尊重しつつも、養護教諭を養成することを負託されている責任を感じとって、認定大学全体がその責任を果たせるように共同した前進をはかっていきたい。

③「教員免許状」を教員としての資質能力を確実に保証するものに改革すること

養護教諭の免許状は、養護教諭として最小限必要な資質能力をもって保証するものであることを実質化するように改革する。例えば、①「教職実践演習（仮称）」（まとめの時期に、専門の異なる教員の合同授業とし、実践的な演習を駆使し、個別の補完指導も含むなど）を必修科目として設定する、②教育実習については大学の責任により単位を授与するということから到達目標を明示し、事前・事中のチェックを厳しくするとともに、母校に依存する実習は避ける方向で見直すこと、③「教職指導」を入学時のガイダンスから丁寧に行い、在学中には教職志向を促進するような機会（学生間の集団学習、子どもとのふれあい体験、インターンシップ、現職教員との意見交換）を積極的に提供することなどである。

：これらは、本協議会の「養護教諭養成のための教育内容を養護学の体系に基づき整備し、教育職員免許法の科目内容の改正案を提示したい」とする取り組みを後押ししてくれる内容でもある。単に現行の免許法の科目に上記の内容を付加すれば、養護教諭に必要な資質の能力を保証するものではない。さらによりよい教育内容を探究し、実行化できるようにしていきたい。

④教員免許行進制の導入

教員として必要な資質能力が保持されるよう、必要

なりリニューアルを行なう必要があり、本制度を導入する。

：このことについては、各認定大学は養成教育を実施してきた責任上、免許更新講習にもかかわることが予想されることにかんがみ、本協議会では、養護教諭の専門性向上をはかるための現職教育の内容についても検討していくことが求められよう。

⑤その他の教員養成・免許制度に関する方策

わが国の教員養成システムを、将来的に大学院修士レベルまで含めた養成へとシフトしていくこと、および、2種免許状を存続させることについては、引き続き検討課題とする。

：本協議会の会員大学の24.7%が2種免許状を授与する機関となっているので、本協議会としても検討課題としていきたい。また、現行制度の大学院と「教職大学院」の2種類の修士レベルの教育のあり方についても、本協議会の今後の検討課題にあげていくことになる。



特別支援学校制度と特別支援学校の教員免許制度 —重症化・重複化・多様化と専門性の確保—

鎌田 尚子（女子栄養大学）

【背景】

障害者自立支援法が2005年11月7日に第163回国会にて成立し、2006年4月から施行されています。この法律の新しい理念は、「障害の有無に関らず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会、すなわち、障害者は社会の構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会参画し、社会の一員としての責任を分担する。」など、地域で自立して暮らすことを目指しています。そのため、障害者の福祉・雇用・医療・教育の関連法律の大幅な改正が促されました。



◆ 学校教育法等の一部改正 ◆

2007年4月1日より施行される学校教育法の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)については、以下のような内容となっています。

を生かした講義科目を教育する必要があります。さらに、コーディネーターに必要となる資質や力量については今後、検討していくことになりましょう。

【趣旨】

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害別を超えた特別支援学校に一本化、設置者の判断により複数の障害種別を教育できるように弾力化しています。

【ねらい】

①児童生徒の障害の重度化・重複化・多様化に適切に対応した教育の充実。②特別支援学校がセンター的機能として、小・中学校のLD、ADHD、等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実。③福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から、学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実。これらのねらいは、特別支援学校のみでなく、小中学校におけるLD、ADHD、等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実、および関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実を図る必要のあることを示唆しています。

◆ 特別支援学校の教員免許制度 ◆

学校制度の一本化に合わせて特別支援学校教員免許状し、一種免許の場合、総合性10単位、専門性16単に一本化位、合計26単位と授与条件が3単位増となりました。

免許状に定められた教育の領域(視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者)について教授が可能であり、認定講習等で教育の領域を追加することが出来ます。柔軟な免許制度になり、38単位の修得で全領域の担任が可能となります。

今回の新しい免許制度の特色のひとつは、幅広い障害を理解するために、重複障害・LD・ADHD等の5単位が全ての基礎領域に共通修得単位とされ、専門性の確保とされたことであります。

【コメント】

特別支援学校教員免許において、専門性確保のためとして共通修得単位に位置づいた重複障害・LD・ADHD等の5単位の内容については、養護教諭を養成する大学では、これらの内容を補完し、歴史的に養護教諭が担い実践してきた障害者や病弱者のエビデンス

日本養護教諭養成大学協議会選挙管理委員会

桜田 淳 (埼玉県立大学)

第2回総会で「役員選出に関する規定」が承認されました。選挙管理委員は塩田瑠美(千葉大学)・小川浩子(國學院大學栃木短期大学)・櫻田淳(埼玉県立大学)の3名が委嘱され、選挙管理委員の互選により櫻田淳が委員長に決まりました。選挙管理委員会は、昨年12月17日の役員会で、第1回選挙公示案を提示して承認を得ました。選挙日程は6月上旬評議員へ選挙に関する書類を郵送して投票開始、6月30日締め切りです。選挙に関する問い合わせは全て事務局(神奈川県保健福祉大学・竹田研究室)です。第1回目の選挙が無事に進行できますように会員大学の皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

編集後記

例年になく暖冬続きで、桜の開花も間近になってきたと感じた途端、寒風と雪混じりの雨が降ったりして、春がどこかへ隠れてしまったような感じのするこの頃です。

お待たせしました。「ニューズレターvol.2」をお届けします。季節の変動ばかりではなく、いじめや自殺の問題、その他教問育題もこれからどうなっていくのか……。解決できない問題とないと思うものの、果たして何をすれば良いのかを突きつけられる課題が多く、そして、根っこの深い問題ばかりです。しかし、止まっているわけには行かないと思います。まずは、お互いの顔をよく見て、話し合うことから始めたいですね。

新学期ももうすぐです。新しい学生たちを受け入れ、すばらしい養護教諭に育てていきたいものです。

(名古屋学芸大学短期大学部 大原 榮子)



日本養護教諭養成大学協議会ニューズレターNo.2.

発行 日本養護教諭養成大学協議会

編集責任者 大谷 尚子 (茨城大学)

日本養護教諭養成大学協議会加入校一覧 (2006.7 現在)

私立大学短期大学(部)系			
1	浅井学園大学短期大学	人間総合学科養護保健系	私立
2	國學院大學栃木短期大学	家政学科健康科学専攻	私立
3	飯田女子短期大学	家政学科家政専攻保健養護コース	私立
4	帝京短期大学	生活科学科養護コース	私立
5	愛知みずほ大学短期大学部	生活文化専攻生活健康コース	私立
6	名古屋学芸大学短期大学部	生活科学科養護教諭コース	私立
7	岐阜聖徳学園大学短期大学	生活学科	私立
8	鈴鹿国際大学短期大学部	生活学科生活学専攻	私立
9	関西女子短期大学	保健科	私立
10	四天王寺国際仏教大学短期大学部	保健科	私立
11	大阪女子短期大学	保健科養護・保健コース	私立
12	湊川短期大学	人間生活学科人間健康専攻	私立
13	順正短期大学	保健科健康美学デザイン専攻	私立
14	瀬戸内短期大学	養護教育学科	私立
15	今治明德短期大学	ライフデザイン科生活総合専攻	私立
16	佐賀女子短期大学	人間生活学科生活専攻	私立
17	鹿児島女子短期大学	生活科学科生活科学専攻	私立
18	佐賀短期大学	生活福祉科 介護・保健コース	私立

教育学部系(特別別科を含む)			
1	北海道教育大学	札幌校 養護教育講座	国立
2	弘前大学	教育学部 教育保健講座	国立
3	茨城大学	教育学部 教育保健講座	国立
4	千葉大学	教育学部	国立
5	愛知教育大学	教育学部 養護教育講座	国立
6	大阪教育大学	教育学部	国立
7	奈良教育大学	教育学部 保健体育講座	国立
8	岡山大学	教育学部 養護教育講座	国立
9	徳島大学	総合科学部	国立
10	熊本大学	教育学部 養護教育 教育学部養護教諭特別別科	国立
11	山形大学	教育学部地域教育文化学部	国立
12	金沢大学	養護教諭特別別科	国立

学際学部系				20	愛知みずほ大学	人間科学部	私立
1	新潟大学	医学部保健学科	国立	21	東海学園大学	人間健康学部人間健康学科	私立
2	大阪大学	医学系研究科保健学専攻	国立	22	名古屋学芸大学	ヒューマンケア学部子どもケア専攻	私立
3	高知大学	医学部看護学科	国立	23	関西福祉科学大学	健康福祉学科健康科学科	私立
4	広島大学	医学部保健学科看護学専攻	国立	24	兵庫大学	健康科学部健康システム学科	私立
5	愛媛大学	医学部看護学科	国立	25	園田学園女子大学	人間健康学部総合健康学科	私立
6	神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部看護学科	公立	26	川崎医療福祉大学	医療技術学部健康体育学科	私立
7	山口県立大学	看護学部	公立	27	宇部フロンティア大学	人間社会学部 児童発達学科	私立
8	高知女子大学	看護学部	公立	28	四国大学	生活科学部養護保健学科	私立
9	福岡県立大学	看護学部	公立	29	徳島文理大学	人間生活学部人間生活学科	私立
10	県立長崎シーボルト大学	看護栄養学部看護学科	公立	30	西南女学院大学	保健福祉部福祉学科	私立
11	浅井学園大学	人間福祉学部福祉心理学科	私立	31	活水女子大学	健康生活学部子ども学科	私立
12	仙台大学	体育学部健康福祉学科	私立	32	九州看護福祉大学	社会福祉学科・看護学科	私立
13	宮城学院女子大学	食品栄養学科	私立	33	上武大学	看護学部看護学科	私立
14	東京福祉大学	社会福祉学科	私立	34	杏林大学	保健学部(保健学科・看護学科)	私立
15	十文字学園女子大学	人間生活学部人間発達心理学科	私立	35	聖母大学	看護学部	私立
16	女子栄養大学	保健栄養学科養護教諭専攻	私立	36	新潟青陵大学	看護福祉心理学部看護学科	私立
17	国士舘大学	体育学部スポーツ医科学学科	私立	37	吉備国際大学	保健科学部看護学科	私立
18	鎌倉女子大学	家政学部家政保健学科	私立	38	鹿児島純心女子大学	国際人間学部こども学科	私立
19	日本体育大学	体育学部健康学科	私立			看護栄養学部看護学科	私立
20	愛知みずほ大学	人間科学部	私立	39	姫路獨協大学	医療保健学部子ども保健学科	私立